

所長	次長	技監(兼) 企画検査課長	総務 課長	用地管 理課長	工事 課長	都市計 画課長	企画 係長	課僚	担当
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

伊豆山 [REDACTED] 所有地) 盛土打合せ記録

日時 平成21年7月2日(木) 10:30~
 場所 熱海市役所4階会議室
 出席 [REDACTED] (実際の施工者)
 熱海市まちづくり課 [REDACTED]
 東部農林治山課 [REDACTED]
 熱海土木都市計画課 [REDACTED]

概要

- 現在、[REDACTED]が熱海市への土採取届(1ha未満)により、神奈川県からの工事残土を盛土している。
(盛土)
- これについて森林に対する必要な手続きが行われていないため、東部農林事務所が[REDACTED]を呼んで手続きを行うことを指示した。
- また、今後1haを超えることのないよう注意を促した。(1haを超えた場合は林地開発許可手続(1/1河川流下能力確保)が必要になることを改めて伝えた。)

東部農林事務所からの指示

- ① 伐採届 *土採取届による行為が*
- ② 小規模林地開発届
 ※H19に1haを超えたため植林等を指導し完了と認めたのに、今回同じところをまた変更している。そういった経緯から今回の改変は前回の半分程度(0.5ha程度)にしてもらいたい。少なくとも1haを超えないことを確認する必要がある。

やりとり

- (市) このまま盛っていくと1haを超えてしまうのではないかと懸念している。1haを超えた場合には林地開発許可を受ける必要があり、そのためには、開発行為同様逢初川の改修が必要となる可能性がある。
- [REDACTED] 林地開発は宅地を造る訳ではなく、森林に戻すのに河川改修が必要なのか。
- (農林) 一時的とはいえ裸地になるので河川改修は必要である。
- [REDACTED] 河川内に温泉管がいっぱいあって危険な状態であり、今でも1/1の流下能力が計算上ない。また、実際には氾濫は起きていないのに業者に改修させようとするのは県の身勝手である。
- (土木) 温泉管については所有者を調べ指導しているところである。
- [REDACTED] (意外という反応あり) 現在行っている盛土でも収支がトントン。河川改修までして開発してもペイできる状況ではないので林地開発にならないよう1haを超えないようにやる。少しずつ(1ha未満をいくつも)やっていくしかない。

(農林) それはダメ。

じゃあ何年経ったら“隣接”でなくなるのか。別の第三者ならいいのか。

(農林) それはそのときに判断する。

苦情が出るのを心配しており、地元で説明して時間帯等了解を得ている。絞り水を受ける埋設管も設置している。逢初川を汚さないようにやっている。

まとめ

は、今は残土処理をしたいだけであり、この盛土が1haを超えて林地開発(=河川改修)になるようなことは避けたいと考えている。

が、林地開発もしくは開発行為に踏み出した場合には、許可事務は熱海市又は県本庁が行うが、土木事務所として逢初川の1/1流下能力の確保を求める指導を行う必要がある。(都計法32条協議、公共施設管理者の同意)

は、将来的には宅地造成を目指しているが、現時点では、造成しなくても売れないため宅地造成(開発行為)を行うつもりはない。

の経営は厳しい模様

農林事務所は、1ha未満の小規模林地開発を断続的に行うことで林地開発を逃れるようなやり方は認めないというスタンス

熱海市では、の資格・信用を問題にして、熱海市内での

の開発を止められないか土地対策室に相談に行っているとのこと

(伐採届(○)小規模林地開発届(○))を提出する予定

適用法令

1ha未満

(表1)

	必要な手続き	備考
熱海市	土採取届	盛土も対象(条例)
農林事務所	伐採届 小規模林地開発届	森林計画の対象森林(5条森林)であるため対象となる(森林法)

1haを超えた場合

(表2)

	必要な手続き	備考
土木事務所	(土採取届) …今回は不要	盛土も対象(条例) 林地開発許可が優先となり不適用
農林事務所	伐採届 林地開発許可	森林計画の対象森林(5条森林)であるため対象となる(森林法) 宅地造成ではなく単なる盛土等の場合 1/1以上の河川流下能力が必要
熱海市(5ha未満) 県庁(5ha以上)	開発行為許可	宅地開発の場合(都計法) 1/1以上の河川流下能力が必要

※土木事務所が直接関わる手続きは、逢初川の32条協議のみ

前回(H19)の森林法による指導

(件名)

平成 19 年 5 月 31 日

熱海市伊豆山地内における無許可開発について

1 概要

熱海市伊豆山地内で森林内での無許可開発が判明したため、土砂流出防止のための指導を文書で行う。

2 内容

- (1) 場所 熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] ほか
- (2) 森林の開発面積(推定) 1.5~3.0ha
- (3) 行為者 [REDACTED]

3 経緯

平成 19 年 4 月 27 日 熱海市みどり農水課から、伐採届の提出がないまま造成工事(宅地造成に伴う残土処理)が進められているとの連絡。

平成 19 年 5 月 2 日 東部農林事務所所内で、行為者に事業の内容を聴き取り。

平成 19 年 5 月 22~29 日 東部農林事務所、熱海市による現地調査。中止の指導。

4 森林法における違反の有無

5 条森林内での開発面積が 1.0ha を超えると判断されるため、森林法第 10 条の 2 違反。

5 災害等の危険性

- ・ 自社宅地造成事業により発生した残土を沢に盛りこぼしており、不安定なまま斜面に放置されているため、今後の降雨により流出する恐れがある。

6 今後の対応

- ・ 口頭、文書により行政指導(開発区域の求積と復旧計画)。
- ・ 森林法としての復旧対策は、土砂流出防止措置と植栽等により森林に復元させること。
- ・ 指導に当たっては、森林計画室、熱海市と連携をとって進めていく。

7 その他

(1) 他法令の取得状況

平成 19 年 3 月 9 日、熱海市に「土の採取等計画届出書」提出。

(2) その他

平成 19 年 1 月、県土地利用委員会及び森林計画室に、行為者から開発の相談あり。